

設 計 変 更 事 務 処 理 要 領

昭和45年4月1日 管 第29号

平成4年5月29日 管 第190号

平成22年3月30日 建業第330号

平成27年3月27日 建業第297号

最終改正 令和5年11月28日 建経業第161号

(目的)

- 1 この要領は設計変更に伴う契約変更の取扱いに関する必要な事項を定め、事務の適正化と合理化を図るものである。

(設計変更の定義)

- 2 設計変更とは、静岡県建設工事執行規則（昭和50年規則第16号）第28条及び第29条の規定により現設計を変更することをいい、契約変更の手続の前に当該変更の内容をあらかじめ請負者に指示することを含むものである。

(設計変更基準)

- 3 設計変更を行う基準は、次の各号に定めるとおりとする。
 - (1) 条件処理に伴うもの
 - (2) 発注後発生した次に掲げる外的条件によるもの
 - ア 自然現象、その他不可抗力によるもの
 - イ 他事業との関連によるもの
 - (3) 発注時において確認困難な要因に基づくもの
 - ア 推定岩盤線の確認に基づくもの
 - イ 地盤支持力の確認に基づくもの
 - ウ 土質の確認に基づくもの
 - エ 地下埋設物の撤去等に基づくもの
 - オ その他確認困難な要因でやむを得ないもの
 - (4) 本庁から出先機関に指示した予算処理に伴うもの

(設計変更の手続)

- 4 設計変更は、その必要が生じた都度、監督員がその変更内容を把握し、当該変更の内容が予算の範囲内であることを確認した上で、静岡県建設工事監督要領（昭和60年静岡県訓令乙第4号）様式1（以下「設計変更指示書」という。）により出先機関の長の決裁を得て行うものとする。ただし、当該設計変更の内容を着手前までに契約変更できる場合は、設計変更指示書を必要としない。

- 5 前項の規定にかかわらず、設計変更の内容が次の各号の一に該当するときは、出先機関の長は本庁の事業所管課長を経て知事等の決裁（静岡県財務規則（昭和39年静岡県規則第13号）の決裁規定参照（知事の指定事項））を受けなければならない。

- (1) 変更による増減の合計金額が1,000万円以上で、かつ、変更後の契約金額が1億円

以上と見込まれるとき

(2) 設計変更後の契約金額が5億円以上と見込まれるとき

(設計変更による契約変更の範囲)

6 変更見込金額（設計変更が複数回となる場合は、既契約変更金額及び今回変更見込金額の合計）が当初契約金額の30%を超える工事は、現に施工中の工事と分離して施工することが著しく困難なものを除き、別途の契約とするものとする。

(契約変更の手続)

7 設計変更に伴う契約変更の手続は、適切な時期に支出負担行為等により行うものとする。ただし軽微な設計変更に伴うものは、工事完了のとき（債務負担行為等の複数年度に渡る工事にあつては各会計年度末）までに行うことをもって足りるものとする。

8 前項の軽微な設計変更に伴うものとは、次の各号の全てに該当するものをいう。

(1) 構造、工法、位置、断面等の変更で重要でないもの

(2) 変更見込金額の合計金額が1,000万円未満のもの

(中間前払金及び部分払)

9 軽微な設計変更により契約変更が工事完了のときとなる場合の中間前払金、部分払金の算定については、現契約金額によるものとする。

(工期の変更及び延長)

10 静岡県建設工事執行規則第29条、第30条及び第31条に規定する工期の変更及び延長又は短縮のみの事務については、出先機関の長が専決処理するものとする。

(読み替え規定)

11 本庁において入札を執行した工事の設計変更の手続等については、4中「出先機関の長」とあるのは、「課長」と、5中「出先機関の長は本庁の事業所管課長を経て知事等の決裁」とあるのは、「知事等の決裁」と、10中「出先機関の長」とあるのは、「課長」と読み替えるものとする。

(実施)

この事務処理要領は昭和45年4月1日から実施するものとする。

(実施)

この事務処理要領は昭和50年4月1日から実施するものとする。

(実施)

この事務処理要領は昭和52年10月24日から実施するものとする。

(実施)

この事務処理要領は平成4年6月1日から実施するものとする。

(実施)

この事務処理要領は平成22年4月1日から実施するものとする。

(実施)

この事務処理要領は平成27年4月1日から実施するものとする。
(実施)

この事務処理要領は令和5年12月1日から実施するものとする。